

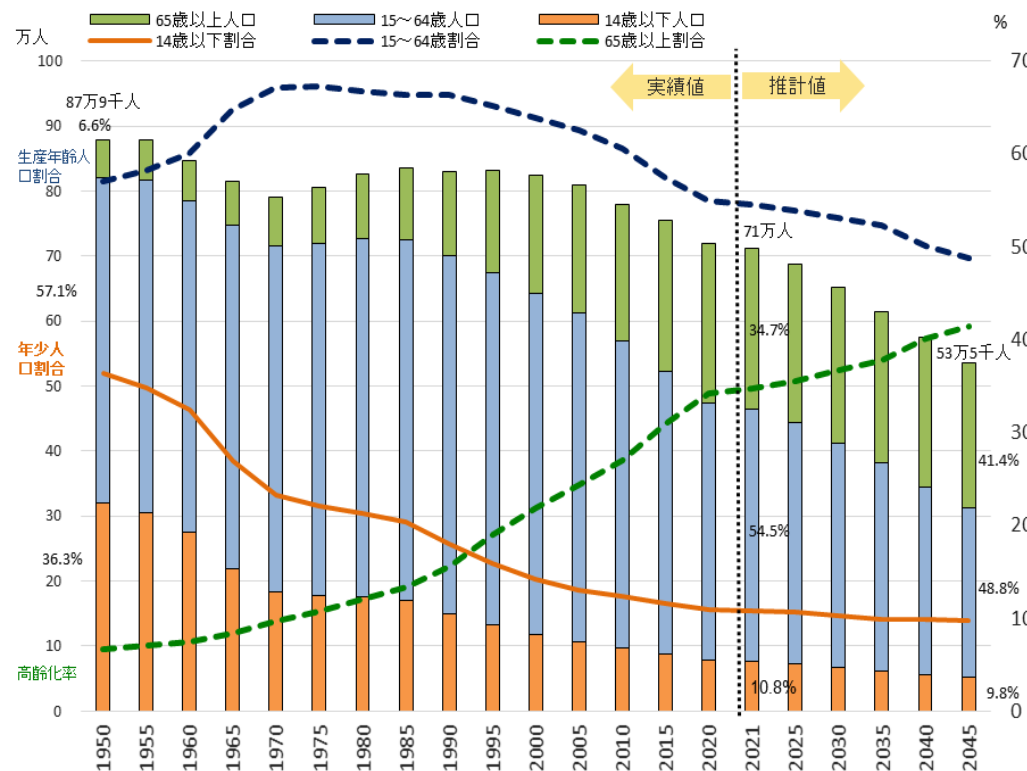
少子化の現状等について

徳島県未来創生文化部次世代育成・青少年課

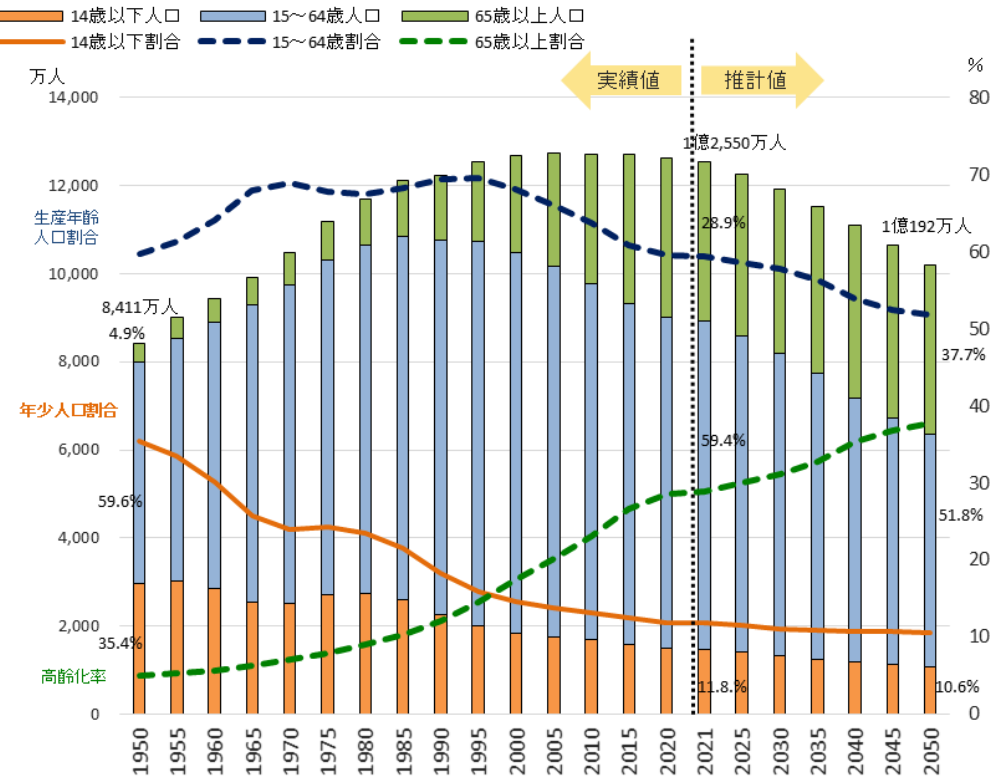
1 将来の人口見通し

- ▶ 徳島県の**総人口**は、2021年10月1日現在71.2万人（前年比 自然増減率▲0.82%，社会増減率▲0.24%）
近年は減少し続け、2045年には53.5万人となる見通し
- ▶ 人口構造は大きく変化し、徳島県の**年少人口**（0～14歳）の割合は、1950年の36.3%（31.9万人）から2021年は10.8%（7.7万人）と大幅に低下、2045年には9.8%（5.2万人）まで低下する見通し

徳島県における人口推移と人口推計



全国における人口推移と人口推計



2020年以前 総務省「国勢調査」（2015，2020 不詳補完値）
 2021年 総務省「人口推計」（10月1日現在）
 2025年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

2 少子化の現状

▶ 2021年の**出生数**（概数）

全国 「811,604人」で、前年より 29,231人減少（過去最少）

徳島県 「4,337人」で、前年より 184人減少（過去最少、6年連続で減少）

▶ 2021年の**合計特殊出生率**（概数）

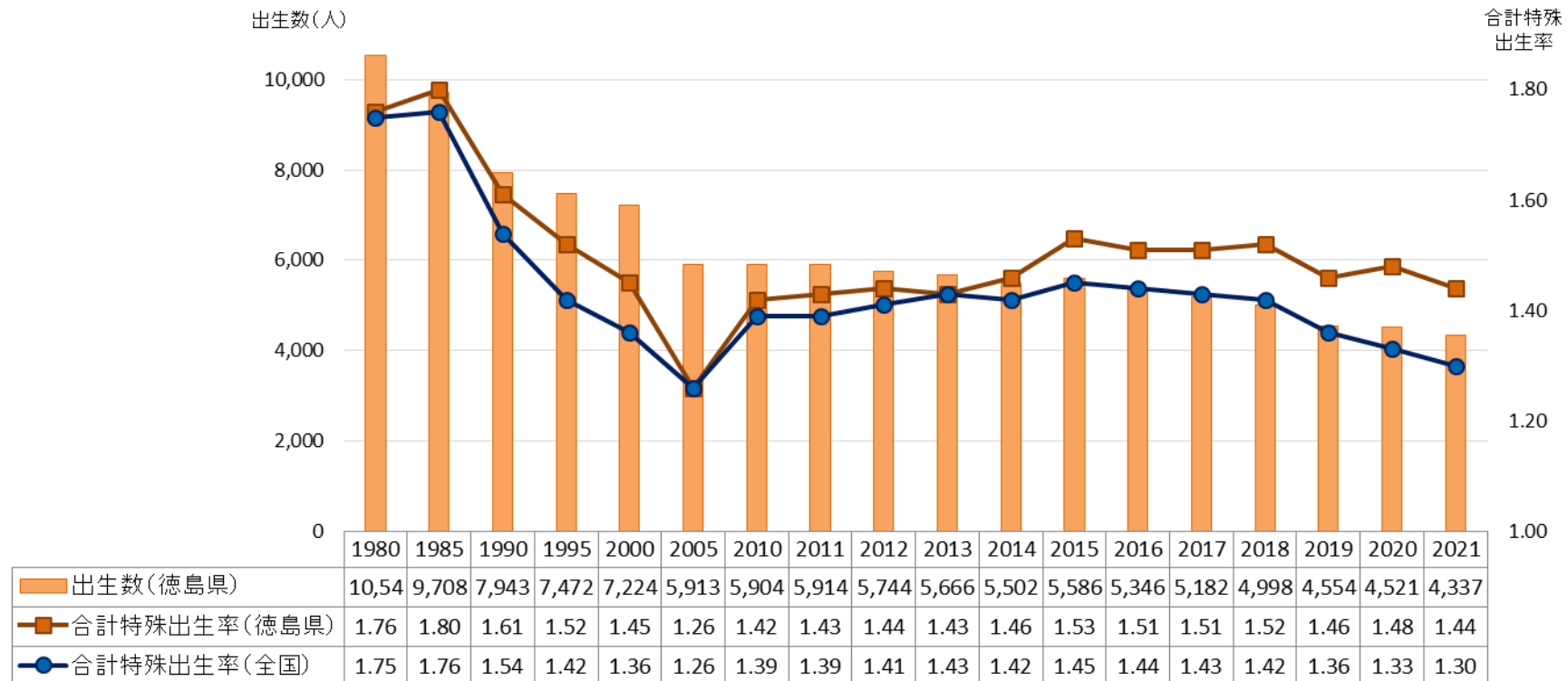
全国 「1.30」で、前年より 0.03ポイント低下

徳島県 「1.44」で、前年より 0.04ポイント低下（全国16位）



希望出生率 1.8 の実現

出生数及び合計特殊出生率の推移



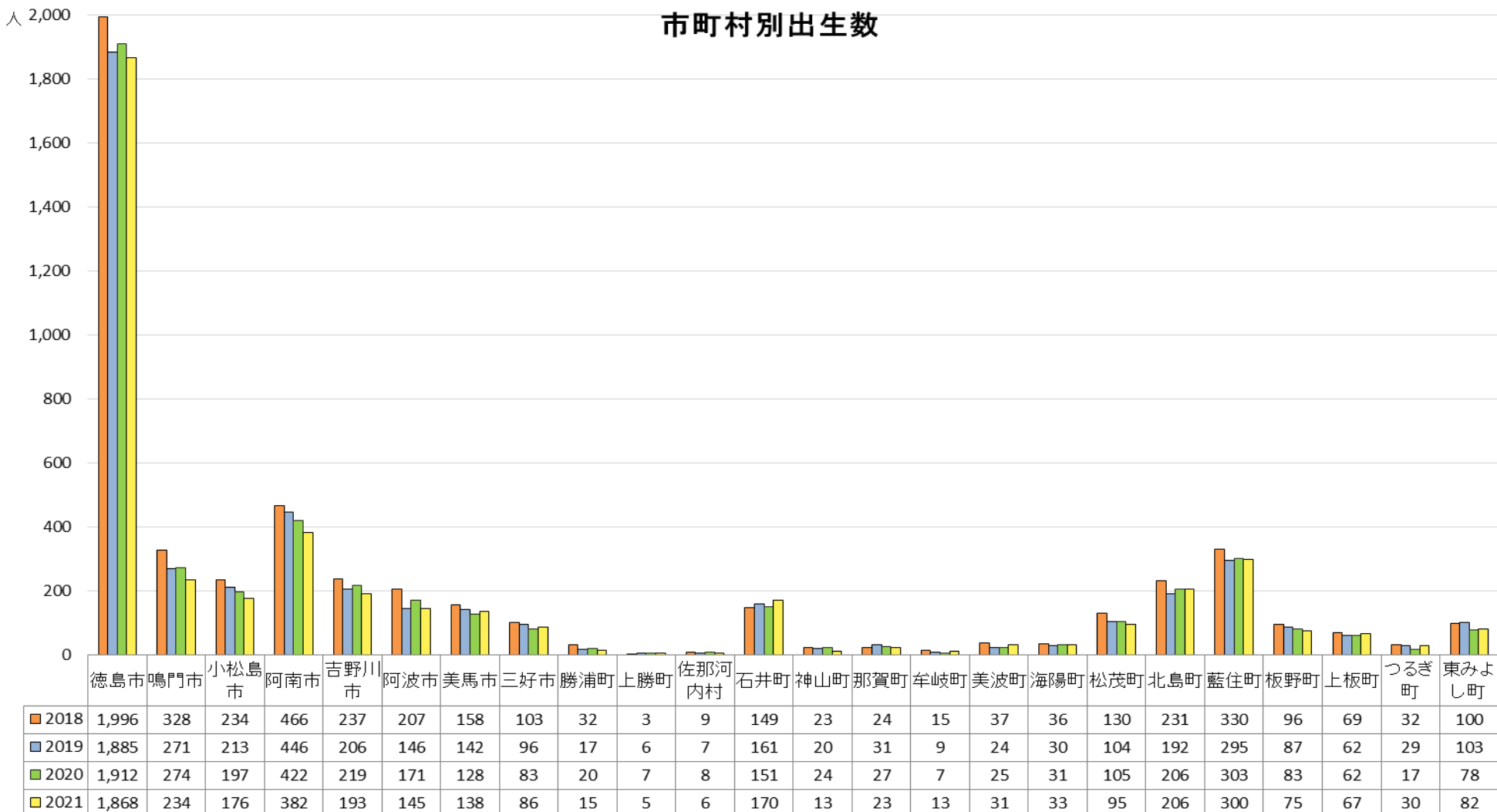
※ 合計特殊出生率：「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する

厚生労働省「人口 2021は概数

※ 希望出生率：結婚して子供を産みたいという人の希望が叶えられた場合の出生率

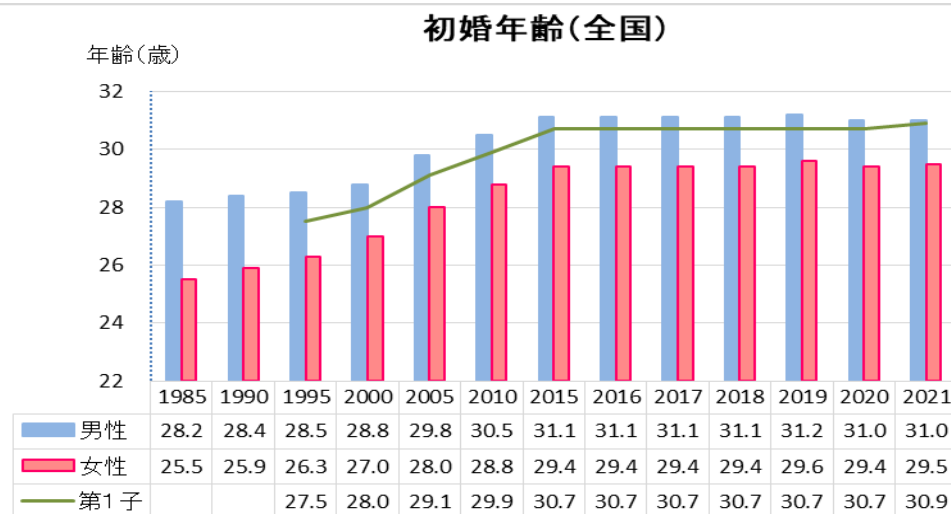
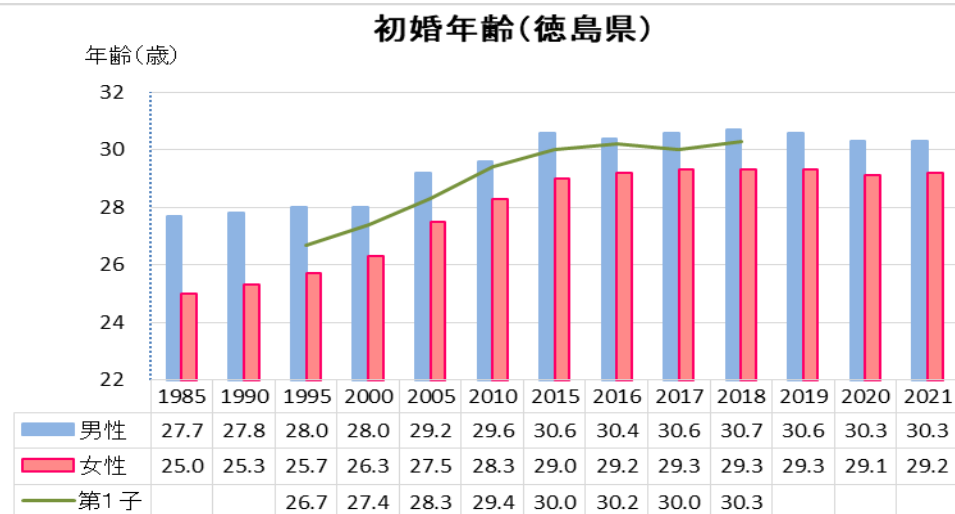
(参考) 県内市町村の出生数の状況

- ▶ **県内市町村の出生数**（2018年～2021年）の状況は、次のとおり
2021年の出生数の前年比では、9市町増加、1町増減なし、14市町村減少

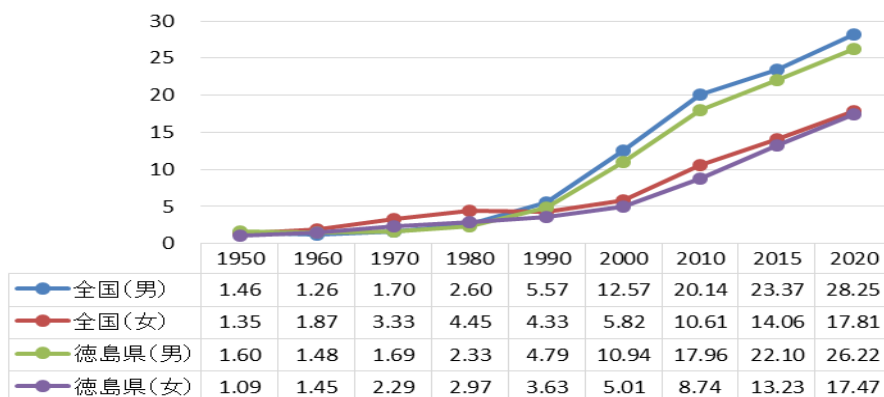


3 少子化の原因① ～未婚化・晩婚化～

- ▶ **平均初婚年齢**：徳島県の2021年は、男性 30.3歳・女性 29.2歳で、1985年から男性で2.6歳・女性で4.2歳上昇
全国と同様に、2015年以降男女とも横ばい傾向で晩婚化の進行は鈍化
- ▶ **50歳時の未婚率**：1990年を境に大幅に上昇し、急速に未婚化が進行
徳島県 1990年（男性 4.79%・女性 3.63%）⇒ 2020年（男性 26.22%・女性 17.47%）



50歳時の未婚割合



第1子＝第1子出生時の母の平均年齢

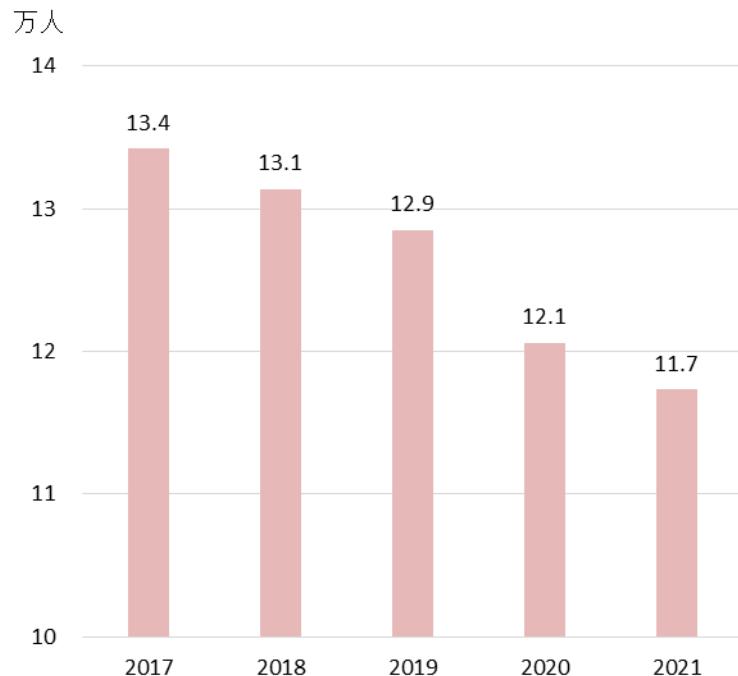
初婚年齢：厚生労働省「人口動態統計」
50歳時の未婚率：総務省「国勢調査」

3 少子化の原因② ～女性人口の変動～

徳島県女性人口（15歳～49歳）

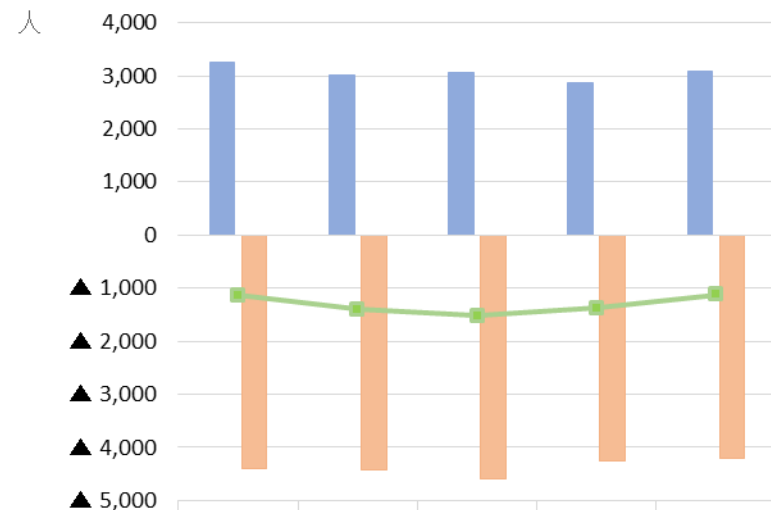
- ▶ 女性人口：年々減少している
- ▶ 女性人口移動者数：転出超過が続いているが、超過数は2020年から2年連続で減少している
2021年は転入者が増加し、転出者が減少している

人口（徳島県，女性，15歳～49歳）



徳島県「推計人口」
(10月1日現在)

人口移動者数（徳島県，女性，15歳～49歳）



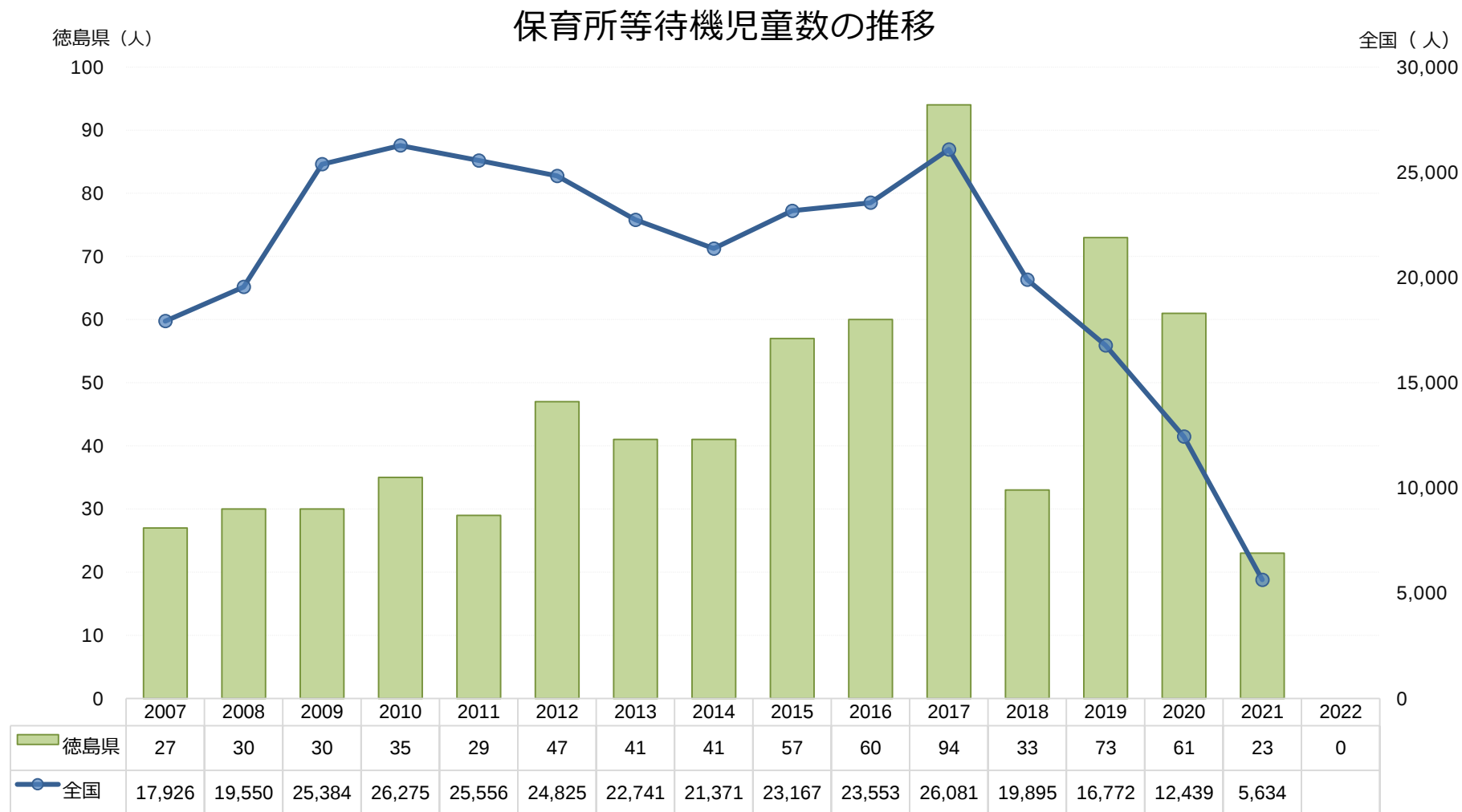
	2017	2018	2019	2020	2021
転入者	3,261	3,025	3,072	2,866	3,076
転出者	▲ 4,391	▲ 4,424	▲ 4,593	▲ 4,245	▲ 4,201
転入者 - 転出者	▲ 1,130	▲ 1,399	▲ 1,521	▲ 1,379	▲ 1,125

総務省「住民基本台帳移動報告」

4 その他資料 ～待機児童数～

保育所等待機児童数

- ▶ 全国 2021年（4月1日時点）5,634人で、前年より6,805人の減少
- ▶ 徳島県 2022年（4月1日時点）0人（記録に残るH11以降で初めて）

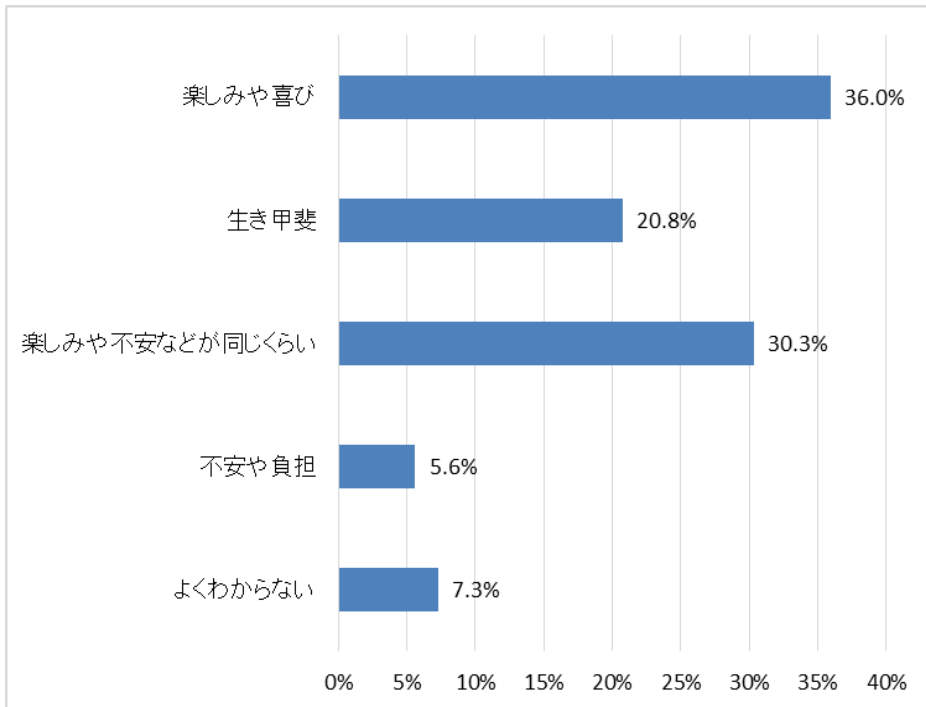


5 少子化対策に関する意識調査（徳島県）

オープンとくしま e-モニターアンケート（R4.6.29～R4.7.12実施）

n = 178

▶ 子育てについて、主にどのように感じているか
（又はイメージがあるか）

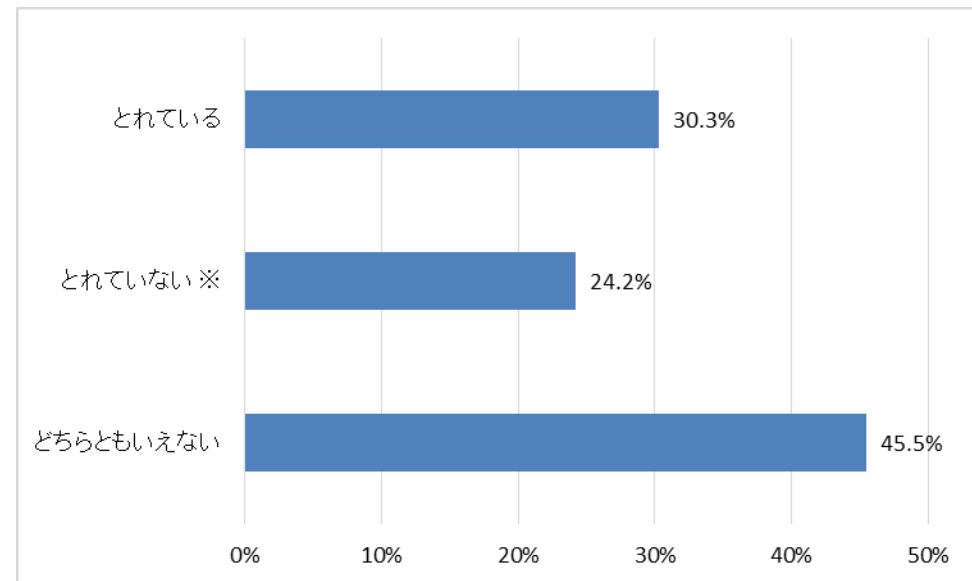


※ 当調査結果（全12問）は、
県ホームページで公表しています

ホームページ



▶ 子どもと一緒にの時間や親の介護、自己実現のための
時間が十分にとれているか



※ とれていない理由

- ・ 仕事が忙しいから(44.2%)
- ・ 職場において、育児休業・介護休業、有給休暇等の取得しやすい環境や多様な働き方を支える環境が整っていないから(32.6%)
- ・ 地域の実情に応じた、育児や介護等を行う家庭を支援する社会基盤が整備されていないから(14.0%)
- ・ その他(9.3%)

少子化対策をめぐる最近の国の動き（参考資料）

1 少子化社会対策大綱

少子化社会対策大綱（概要） ～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

2020年5月29日閣議決定

- ・少子化社会対策基本法※1に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針
- ・2004年、2010年、2015年に続く第4次の大綱

<背景>

- ・少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、社会経済に多大な影響
- ・少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下　・背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因
- ・希望の実現を阻む隘路を打破するため、長期的な展望に立ち、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進める必要
- ・新型コロナウイルス感染症の流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
学校の臨時休業等により影響を受ける子育て世帯に対する支援等の対策と併せて、非常時の対応にも留意しながら総合的な少子化対策を進める

<基本的な目標>

- ・「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる（結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに十分留意）

<基本的な考え方>

1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

- ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備
- ・結婚を希望する者への支援
- ・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
- ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援
- ・男性の家事・育児参画の促進　・働き方改革と暮らし方改革

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

- ・子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）
- ・在宅子育て家庭に対する支援
- ・多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ・子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

3 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

- ・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援
- ・地方創生と連携した取組の推進

4 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

- ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成
- ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
- ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信

5 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

- ・結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

このほか、ライフステージ（結婚前、結婚、妊娠・出産、子育て）ごとに施策の方向性を整理

<施策の推進体制等>

- ・有識者の意見を聞きつつ、施策の進捗状況等を検証・評価する体制を構築し、PDCAサイクルを適切に回す
- ・施策について数値目標を設定するとともに、その進捗を定期的にフォローアップ※2
- ・更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討

※1 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）（抄） 第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

※2 本大綱については、施策の進捗状況とその効果、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目処に見直しを行うこととする。

少子化社会対策大綱の推進に関する検討会 中間評価（令和4年7月26日）概要

少子化の現状認識

- 出生数は81万1,604人(2021年概数)と過去最少、20代人口は40代人口の3分の2程度、婚姻件数は50万1,116組(2021年概数)と戦後最少。少子化の進行は社会経済に多大な影響を及ぼす国民共通の困難。「静かなる有事」とも言うべき状況が進行。
- 新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者にも多大な影響を与えており、特に我が国では、若い世代の将来不安などの影響を与えたと考えられる。こうした中、少子化が一層進行していくことが懸念。

取組状況の概括

<大綱策定後の主な取組>

- 保育の受け皿整備（新子育て安心プラン(2020年12月))
- 不妊治療の保険適用（2022年4月）
- 男性育休の取得促進（育児・介護休業法改正法(2021年成立))
- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化(児童福祉法改正法（2022年成立）)など

こども家庭庁創設の動き、こども基本法の成立

- こども家庭庁設置法等、こども基本法（議員立法）が成立。こども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁が2023年4月に設置。
- こども基本法等に基づき、少子化対策を含むこども施策に関する大綱（こども大綱）を今後作成。

今後の少子化対策に向けて

- これからの日本を担い、社会全体の未来を作っていくのは将来の世代・子供であり、子供の存在は社会の存続に欠かすことができない。少子化対策は人への投資としても重要。これから生まれようとする子供や親世代も含めた支援が必要。
- 少子化は、既婚者・女性・子供の問題ではなく、我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題という危機意識を共有し、社会全体で少子化対策を大胆に、強力に進めていかなければならない。
- 一方で、国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりしてはならず、若い世代が結婚や子育ての希望を持てるようにし、その希望をかなえるという姿勢で推進すべき。「こどもまんなか」の下、少子化対策においては、これから生まれてくる子供、今を生きている子供、結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められる。
- 本検討会では、大綱に基づく取組の一層効果的かつ強力な推進、特に今後のこども家庭庁を司令塔とした少子化対策の更なる推進に資するよう、できる限り、定量的・定性的なデータを参考にしつつ、これまで取組が進んだ点や課題点について議論を行い、取りまとめた。
- 今後、各施策について、定量的なデータについての調査・分析を充実させつつ、新型コロナウイルス感染症の影響等も含む様々な社会経済の変化を捉え、必要な施策を効果的に講じていくことが求められる。その際には、結婚・子育ての当事者や若い世代の目線からみたデータの収集、調査・分析も行うなどにより、当事者の目線に立って施策を検証・評価し、改善につなげていくことが必要。
- 少子化対策を含むこども政策を強力に進めるために必要な安定財源については、政府を挙げて、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く確保に努めていくべき。
- こども大綱の策定のための検討に当たっては、少子化対策をより重要な柱として位置付け、若者や子育て世代の目線に立って、施策のより一層の充実が図られるよう、丁寧に議論が進められることを期待。今後のこども政策の推進に当たっては、本検討会の中間評価を踏まえた結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な少子化対策の充実を図り、一層強力に進めていくことを期待。

少子化社会対策大綱の推進に関する検討会 中間評価（概要）「重点項目」に対する評価・今後の方向性

1. (1) 地域の実情に応じた少子化対策

ア 結婚・子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援

- ・ 地域少子化対策重点推進交付金による地方公共団体の取組に対する支援（44都道府県・719市町村で活用(2022年度)）
- 地域の実情を踏まえた総合的な少子化対策の取組の面的な拡大、優良事例の情報提供・横展開の推進

イ 地方創生の観点からの少子化対策

- ・ 「地方創生推進交付金」により子育て世代の移住を推進。一方で、若年層の女性が地方から東京圏へ大量に流入。
- 女性や若い世代にとって魅力ある仕事の創出、子育て世代の移住促進
・ 地域の実情に応じた少子化対策の検討の更なる促進

(2) 働き方改革

- ・ コロナ禍でテレワークが普及。コロナ禍による社会経済や国民生活の変容も踏まえ、ライフプランを支える働き方改革が必要。
- テレワークの推進や転勤に関する雇用管理の周知も含めた、多様で柔軟な働き方の推進、転勤や単身赴任の在り方への配慮

(3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり

- ・ 「子供を生み育てやすい国」だと思える割合が日本は低い。SNS等により様々な情報が拡散され、若い世代が不安を抱きやすい状況。
- ・ 少子化が社会経済に与える影響、支援の必要性について認識共有が必要。
- 若い世代の目線に立った／必要な時に必要な支援が確実に届く情報発信、こども家庭庁における情報発信の強化（＋各支援の充実）
・ 少子化が与える影響、子供・子育て支援の重要性などの情報発信 など

2. (1) 結婚

ア 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援

- ・ 地域少子化対策重点推進交付金による地方公共団体の取組に対する支援の広がり。（44都道府県・719市町村で活用(2022年度)）
- 地方公共団体間の連携を伴う取組の推進、広域的なマッチング支援や地域経済界等との連携などより効果的な結婚支援の在り方の検討

イ 若い世代の経済的基盤の安定（雇用の安定等）

- ・ 若い世代の非正規雇用労働者の未婚率は正規雇用比べて高く、雇用形態・収入で未婚割合に差がある（特に男性で顕著）。コロナ禍による状況変化を見据えつつ、若い世代の男女が共に経済的基盤を確保する必要。
- 若者の初期キャリア形成支援、同一労働同一賃金の実現、非正規雇用労働者の正社員化等の支援等（＋住宅支援、新しい資本主義の実現に向けた「人への投資」に係る施策の推進）

(2) 妊娠・出産

ア 妊娠前からの支援

- ・ 妊娠を希望する方もしない方も、男女共に性や健康の事実を知っておくことは必要。
- ・ 不妊治療の保険適用により利用促進が期待。一方、不妊治療経験者のうち16%が仕事を、11%が不妊治療をやめている。
- 男女双方の問題として、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進
・ 不妊治療と仕事との両立支援(企業の取組促進) など

少子化社会対策大綱の推進に関する検討会 中間評価（概要）「重点項目」に対する評価・今後の方向性

2. (2) 妊娠・出産（続き）

ライフステージごと

イ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- 産後ケア事業の全国展開を目指し整備。児童福祉法改正法によりこども家庭センターの設置が努力義務化。
- 新型コロナウイルスの影響を踏まえた妊産婦への支援を実施。
- 妊娠期から地域とつながり安心感を得られるよう、こども家庭センターの設置促進、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の一層の推進（+当事者に届く十分な情報提供も必要）

ウ 妊娠・出産に関する経済的負担の軽減

- 出産育児一時金の支給額の検討に当たり、出産費用の実態把握等に向けた調査研究を実施。
- 出産育児一時金の増額を始めとした妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減の検討

(3) 子育て

ア 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

- 待機児童の解消に向け、新子育て安心プラン、新・放課後子ども総合プランによる取組を実施。
- 新子育て安心プラン、新・放課後子ども総合プランによる受け皿整備の着実な実施
- 育児休業取得率は女性81.6%（※約5割の女性は出産・育児により離職）に比べて男性は12.65%（上昇しているが低い水準）。
- 「産後パパ育休」等の育児・介護休業法改正法の円滑な施行
- 男性が子育てのスタートから参画することが重要。
- 両親学級や父親同士で育児経験を共有する活動の支援

イ 地域・社会による子育て支援

- 地域において敷居の低い寄り添い型の支援体制が必要。
- 多機能型の地域子育て支援拠点の更なる活用
- 保育所等の整備が進み8割超の地方公共団体で待機児童が解消し地域でいかに施設を効率的に運営するかというステージに移行。
- 一時預かりなど保育所等の活用推進の検討
- 多様なニーズを踏まえた利用者の目線に立った取組の推進

ウ 子育てに関する経済的支援・教育費の負担の軽減

- 第2子、第3子…を持ちたいとの希望に関しては、様々な面での経済的負担の重さが希望の実現の大きな阻害要因。若者支援、現物給付等の支援も含め幅広い議論が望まれる。
- 児童手当法改正法附則に基づく検討
- 給付型奨学金と授業料減免の多子世帯等の中間層への拡大、ライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設 など

エ 住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくり

- 若い勤労単身世帯の消費に占める住居費の割合は上昇。約4割の子育て世帯が望ましい居住面積水準を達成せず。
- 子供を生み育てやすく良質な住宅の確保等
- 住生活基本計画(2021年3月)に基づき取組を推進。

【参考】少子化社会対策大綱（第4次）の施策に関する主な数値目標の進捗状況

少子化対策における基本的な目標

一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくること。

主な施策に関する数値目標

主な施策に関する数値目標				
	目標	足元値	大綱策定時の直近値	
子育て支援	◆認可保育所等の定員	2021年度～2024年度末までに約14万人分増	320万人 (2021年4月1日)	306万人 (2019年4月1日)
	◆保育所待機児童数	できるだけ早く解消を目指す	5,634人 (2021年4月1日)	16,772人 (2019年4月1日)
	◆放課後児童クラブ	152万人 (2023年度末)	約135万人 (2021年5月)	約130万人 (2019年5月)
	◆放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数	解消を目指す (2021年度末)	13,416人 (2021年5月)	18,261人 (2019年5月)
結婚・妊娠・出産	◆若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む）の割合	全ての世代と同水準を維持 (2024年度まで)	15～34歳の割合：97.0% 全ての世代の割合：96.4% (2022年1月～3月期平均)	15～34歳の割合：96.3% 全ての世代の割合：95.8% (2020年1月～3月期平均)
	◆性と健康の相談センター	全都道府県・指定都市・中核市（2025年度） ※指定都市：20市、中核市：62市 (令和4年7月現在)	84都道府県市 (2021年8月1日)	76都道府県市 (2019年7月1日)
働き方	◆男性の育児休業取得率	30% (2025年)	12.65% (2020年度)	6.16% (2018年度)
	◆くるみん取得企業	4,300社 (2025年)	3,801社 (2022年3月末)	3,312社 (2020年3月末)
地域社会	◆地域評価指標等を活用して「地域アプローチ」による少子化対策に取り組む都道府県数	全都道府県 (2020～2024年度累計)	19団体 (2021年10月末時点)	—
	◆結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合	50% (2025年)	33.0% (2022年3月)	45.2% (2019年3月)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(2) 包摂社会の実現

(少子化対策・こども政策)

少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻で、待ったなしの課題である。このため、「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていく。

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指し、「希望出生率1.8」の実現に向け、「少子化社会対策大綱」等に基づき、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進、結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援、妊娠前から妊娠・出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の充実、「新子育て安心プラン」の着実な実施や病児保育サービスの推進等仕事と子育ての両立支援に取り組む。妊娠・出産支援として、不妊症・不育症支援やデジタル相談の活用を含む妊産婦支援・産後ケアの推進等に取り組むとともに、出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減についても議論を進める。流産・死産等を経験された方への支援に取り組む。養育費の支払い確保と安全・安心な親子の面会交流に向けた取組を推進する。児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討に取り組む。

全てのこどもに、安全・安心に成長できる環境を提供するため、教育・保育施設等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の検討、未就園児等の実態把握と保育所等の空き定員の活用等による支援の推進、SNS等の活用を含めこどもの意見を政策に反映する仕組みづくり、学校給食などを通じた食育の充実、放課後児童クラブやこども食堂等様々なこどもの居場所づくり等に取り組む。こどもの貧困解消や見守り強化を図るため、こども食堂のほか、こども宅食・フードバンク等への支援を推進する。

こどもの成長環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するため、児童虐待防止対策の更なる強化、ヤングケアラー、若年妊婦やひとり親世帯への支援、真に支援を要するこどもや家庭の早期発見・プッシュ型支援のためのデータ連携、医療的ケア児を含む障害児に対する支援、いじめ防止対策の推進等に取り組む。また、市町村における家庭支援機能の強化、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養育経験者等に対する自立支援の充実等改正児童福祉法の円滑な施行に取り組みつつ、認定資格の取得促進を含む児童相談所等の質・量の体制強化を推進する。

こども政策については、こどもの視点に立って、必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その充実を図り、強力に進めていく。そのために必要な安定財源については、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進める。その際には、こどもに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、**こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映**。若者の**社会参画**の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。**子育て当事者の意見を政策に反映**。

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の**一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育**を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの**居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長**できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- ◆ 全てのこどもが、施策対象として**取り残されることなく**、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。**問題行動はこどもからのＳＯＳ。保護者自身にも支援が必要**。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する**機関や団体が密接にネットワークを形成し支援**。**18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走**。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- ◆ 地域における関係機関やＮＰＯ等の民間団体等が連携して、**こどもにとって適切な場所に向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実**。
- ◆ ＳＮＳを活用した**プッシュ型の情報発信**の充実。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

- ◆ 様々な**データや統計を活用**するとともに、**こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用**し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

①こどもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

②地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働

NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する勸告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

➤ こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整

- ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
- ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
- ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）

➤ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等

➤ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

- ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
- ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

➤ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等

- ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
- ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備

➤ 就学前の全てのこどもの育ちの保障

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
- ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
- ・ 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）

➤ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり

- ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
- ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
- ・ 児童手当の支給

➤ こどもの安全（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

支援部門

➤ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援

- ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
- ・ 児童虐待防止対策の強化
- ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携） 等

➤ 社会的養護の充実及び自立支援

➤ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援

➤ 障害児支援

スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

○各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化

- ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
- ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
- ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】

○今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導

○こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

<内閣府>

○政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務

○子ども・子育て本部が所掌する事務

<文部科学省>

○総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務

<厚生労働省>

○子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)

○障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)
- 幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

- 医療の普及及び向上
- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・
保育所保育指針を
相互に協議の上
共同で策定

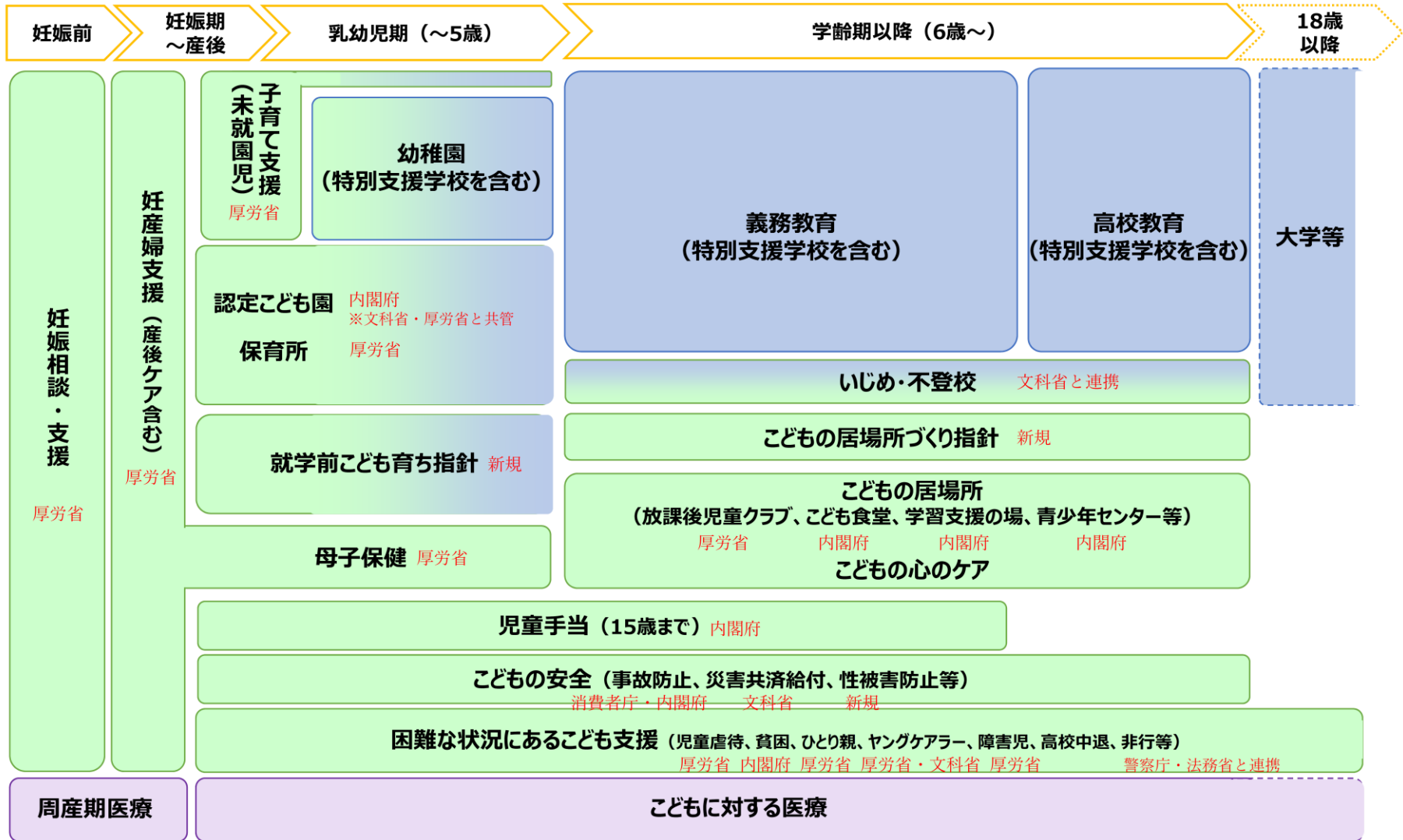
いじめ重大事態に
係る情報共有と対策の
一体的検討

医療関係各法に基づく
基本方針等の策定に
おける関与

こども家庭庁の創設について(イメージ)

こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）



趣旨

こども家庭庁設置法の概要

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とすることもこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
3. こども家庭庁の所掌事務

(1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・ 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・ 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
- ・ こどもの保育及び養護
- ・ こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
- ・ 地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
- ・ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
- ・ こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・ こどもの保健の向上
- ・ こどもの虐待の防止
- ・ いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
- ・ こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
- ・ こども大綱の策定及び推進 等

(2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・ こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・ 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・ 子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- ・ こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

5. 審議会等及び特別の機関

- ・ こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。

6. 施行期日等

- ・ 令和5年4月1日

- ・ 政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、
 - ・こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

白書・大綱

- 年次報告（白書） ※既存の3法律（少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策）の白書・大綱と一体的に作成
- こども大綱の策定
 - ⇒ こども大綱を勘案して、都道府県こども計画を定めるように努めるものとする

徳島県では、現在次の計画を策定

- ・少子化社会対策大綱 ⇒ 「第2期徳島はぐくみプラン（後期計画）」（R2～R6） 徳島県少子化対応県民会議
- ・子供の貧困対策に関する大綱
- ・子供・若者育成支援推進大綱 ⇒ 「とくしま青少年プラン2022」（R4～R8） 徳島県青少年健全育成審議会
- ・その他、第二期徳島県子ども・子育て支援事業支援計画、徳島こども未来応援プラン、徳島県ひとり親家庭等自立促進計画

附則

- 施策に対するこども等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 施策の充実及び財政上の措置等

施行期日 令和5年4月1日

検討 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討
⇒ 法制上の措置その他の必要な措置を講ずる